

特定非営利活動促進法改正の概要について

1 趣旨

令和2年12月2日に「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(令和二年法律第七十二号)」が成立し、12月9日に公布されました(令和3年6月9日施行予定)。

これに伴い、関係規定の整備を図るため本市条例・規則を改正するとともに、本市が所轄する特定非営利活動法人(NPO法人)への周知を行います。

2 NPO法改正の内容

手続の見直しに係るもの

(1) 認証申請添付書類の縦覧期間の短縮等 【設立の迅速化】

○所轄庁が行う認証申請添付書類の縦覧期間：1か月 ⇒ 2週間

申請書・添付書類の軽微な不備を補正できる期間：2週間 ⇒ 1週間

(参考) 申請受理から審査結果を通知までの期間(縦覧期間を含む)：2か月半 ⇒ 2か月

○認証申請があった旨を所轄庁が公にする方法：

市報公告 ⇒ 遅滞なく、インターネットの利用等により公表する

(2) 【認定NPO法人】提出書類の削減 【事務負担の軽減】

○「資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項」を記載した書類：提出不要

○「役員報酬規程」・「職員給与規定」が既提出で内容に変更がない場合：提出不要

(参考) 役員等に対する報酬等の状況を記載した書類については、NPO法施行規則で毎事業年度提出を義務付け

(3) 押印廃止の実施

○ NPO法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和2年12月25日公布・施行)
様式押印欄(7箇所)

○ 「記入の手引き」(令和3年3月改定予定) 押印欄(29箇所)

情報公開に係るもの

(4) 住所等の公表等の対象からの除外 【個人情報保護の強化】

○個人の住所・居所についての記載部分を除外する文書

・ 設立認証申請時に所轄庁が公表・縦覧させる「役員名簿」

・ 所轄庁が閲覧・謄写させる「役員名簿」・「社員名簿」

・ 認定NPO法人等が閲覧させる「役員名簿」・「社員名簿」

[施行日・適用対象] ((3)を除く)

公布日から6月を経過した日から施行(令和3年6月9日予定)

施行日以後の申請に適用

3 本市での対応

(1) 条例・規則の改正

○NPO 法改正箇所と、本市条例・規則の該当部分との整合を図ります。

[改正対象]

- 特定非営利活動促進法施行条例
- 特定非営利活動促進法施行条例等施行規則
- 地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（※）
- 地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例施行規則（※）

※本市指定 NPO 法人の基準・手続を認定 NPO 法人に準じて定めているため、今回の NPO 法改正における認定 NPO 法人関係部分にあわせて改正を行います。

○法に基づき所轄庁が一般に閲覧させる書類のうち、住所・居所は同様の対応が必要という内閣府見解が示されているため、指定 NPO 法人については、「役員報酬規程等に伴う個人住所・居所」も除外対象とします。

[施行日]

条例改正は、市会第 2 回定例会（5・6 月）に議案提出予定。

施行日は、条例・規則とも令和 3 年 6 月 9 日を予定。

(2) 押印廃止の実施

○内閣府令等に基づき、本市規則（様式）、書式例等の押印について、廃止します。

○本市全体の方針により、令和 3 年 3 月 1 日から押印廃止（実行対応）

（本市規則で定められている様式については、令和 3 年 6 月 9 日施行で改正）

(3) 本市が所轄する NPO 法人への周知

○本市が所轄する全 NPO 法人に対し、NPO 法改正の内容と、今後変更となる手続を郵送等でご案内するとともに、同内容を本市ホームページにも掲載する予定です。

○市民協働推進センターメールマガジン、横浜市市民協働推進課メールマガジンで周知します（本市ホームページの NPO 法改正案内ページへのリンクを掲載）。

○関係資料を市民協働推進課、横浜市市民協働推進センターに配架します。

○本市ホームページ、手引き、認定・指定 NPO 法人制度ガイドブック等の該当箇所を改訂します。